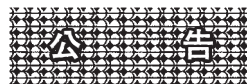


上伊那郡宮田村	9月11日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡箕輪町	9月12日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286番地1 箕輪町産業会館
上伊那郡辰野町	9月13日 (金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場(町民ホール)
上伊那郡南箕輪村	9月17日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場
伊那市のうち長谷地区	9月18日 (水)	午後1時から午後2時30分まで	伊那市長谷溝口1398番地 長谷老人福祉センター
伊那市のうち高遠町地区	9月19日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館
東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月24日 (火)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場本城総合支所
東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月25日 (水)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5711番地1 坂井公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡山形村	9月26日 (木)	午前10時から正午まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
東筑摩郡朝日村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
上高井郡小布施町	9月27日 (金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場
上高井郡高山村	9月30日 (月)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮及び土口地区	10月1日 (火)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字八幡3311番地 千曲市八幡公民館

千曲市のうち埴生、屋代及び粟佐地区	10月2日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館
-------------------	--------------	---------------------------------	--------------------------

ものづくり振興課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ456台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成25年12月1日から平成30年11月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年9月2日(月) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成25年8月30日(金) 午後3時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成25年8月28日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
456 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:
From December 1, 2013 until November 30, 2018
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Information System Promotion Office, Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefectural Government
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City

TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)

- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 10:00AM September 2, 2013
Place: PC training room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 3:00PM August 30, 2013
Place: Information System Promotion Office, Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ100台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成25年10月1日から平成30年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報統計課のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/josei/kobo/kobo.htm>)に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。
入札説明書等は次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年7月29日(月)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ホットラインながの
- 3 代表者の氏名
諏訪部 真
- 4 主たる事務所の所在地
長野市西三才2184番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、独居高齢者や要介護者及びその親族に対して、生活上の種々の相談に応じ、情報提供ならびに支援事業を行い、緊急時や災害時における救援等、高齢者や障害者にとって、安心して安全なホットなまちづくりに努め、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人メンタルサポート駒の杜
- 3 代表者の氏名
木下 わか子
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市飯坂一丁目17番6号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域での生活が成り立つよう、共同住居を提供すると共に、様々な方法で生活のしづらさを援助し、共に地域で生きる社会をつくる。また、地域で精神障害者を支えるスタッフの資質向上をするための研修及び仲間づくりを行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会
- 3 代表者の氏名
三村 一郎
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字下駒沢586番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障がい者スポーツの振興を通して、障がい者の健康の増進、生活の質の向上、社会参加の推進を支援する。同時に、障がいがある者となない者のスポーツを通じた交流を進め、相互理解を深めて、地域社会におけるノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人C o C o
- 3 代表者の氏名
井口 昌一
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字赤羽265番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主として上伊那地域の障害者に対して、生活自律支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地球環境フォーラム長野

3 代表者の氏名

和田 亨

4 主たる事務所の所在地

長野市大字若槻団地3番地199

5 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う子供達に対して地球環境の保全活動に取り組み、主に低炭素社会の実現に関する事業を行い、地域コミュニティの活性化と自立型循環社会の実現に寄与することを目的とする。もって希望ある未来を子供達に橋渡しする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人野沢温泉の夢を結ぶ会

3 代表者の氏名

市川 博美

4 主たる事務所の所在地

下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害を持った人、子ども達及びその家族等、誰でもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスや子育て支援、子どもの健全育成活動及び啓発を行い、「お湯も人もあったかぁ〜い」をスローガンに人に優しい人材の育成及び、人に優しい地域作りを目指し、もって地域社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

長野県聴覚障害者情報センターを除く長野県障害者福祉センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県障害者福祉センター

(2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

(3) 設置目的

障害者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。

(4) 施設の概要

ア 施設

屋内温水プール、体育館、陸上トラック、ホール、会議室、宿泊室等（長野県障害者福祉センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

イ 敷地面積

22,511.54㎡

ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート造 2階建

延べ床面積 7,200.63㎡

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 応募方法等

(1) 応募方法

長野県障害者福祉センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める応募に必要な書類を平成25年9月10日（火）午後5時までに次の場所に提出してください（郵送による応募は、平成25年9月10日までに到達したものに限り受け付けます。）。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部障害者支援課

電話 026 (235) 7103

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び仕様書によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/fukusi/kashokai.htm>）からダウンロードすることができるほか、(1)の場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害者支援課

公告

長野県聴覚障害者情報センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県聴覚障害者情報センター

(2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

(3) 設置目的

聴覚障害者用の録画物の製作及び提供その他の業務を行う。

(4) 施設の概要

ア 施設

閲覧室、ビデオ編集室、相談室、保管庫及び事務室

イ 延べ床面積

304.23㎡

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 応募方法等

(1) 応募方法

長野県聴覚障害者情報センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める応募に必要な書類を平成25年9月10日（火）午後5時までに次の場所に提出してください（郵送による応募は、平成25年9月10日までに到達したものに限り受け付けます。）。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部障害者支援課

電話 026 (235) 7103

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び長野県聴覚障害者情報センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/fukusi/kashokai.htm>）からダウンロードすることができるほか、(1)の場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害者支援課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、権堂B-1地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部守一

1 組合の名称

権堂B-1地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成24年6月14日から平成27年6月30日まで

3 施行地区

- (1) 長野市大字鶴賀字腰巻2199番13、2199番22、2199番23、2199番25、2199番26、2201番10、2201番11、2201番15、2208番1、2208番2、2208番3、2209番1、2209番イの2、2209番イの3、2210番4、2219番5、2219番6、2219番9、2219番14、2219番6地先、2199番13地先、2199番25地先、2201番10地先、2201番15地先及び2208番3地先の全部並びに2210番5、2210番イの2、2210番イの3、2219番2及び2219番14地先の各一部
- (2) 長野市大字鶴賀字高築地1481番4、1483番2、1483番5、1483番6、1483番12、1483番13、1483番14、1483番15及び1483番16の全部並びに1481番5、1483番3、1491番10、1481番5地先及び1491番10地先の各一部
- (3) 長野市大字鶴賀字中色黒1506番10、1508番2及び1508番3の全部並びに1505番3及び1506番4の各一部

4 設立認可の年月日

平成24年6月6日

5 変更の内容

事務所の所在地の変更

（変更前）長野市権堂町2201番4

（変更後）長野市西鶴賀町1484番6

6 変更認可の年月日

平成25年7月4日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年8月10日（土） 午後2時から
- (2) 開催場所 上田市中央公民館3階大会議室（上田市材木町1-2-3）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成25年8月9日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成25年8月2日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りします。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、上田市役所 他3支所
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年8月10日(土) 午前10時から
(2) 開催場所 東御市勤労者会館2階大会議室(東御市県291番地5)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
(2) 案の閲覧
公告の日から平成25年8月9日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
(2) 公述申出期間
公告の日から平成25年8月2日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、東御市役所
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変 更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	_____
平成 年 月 日	_____
長野県知事 阿 部 守 一 様	_____
公述申出人	_____
住 所 〒 _____	_____
ふりがな _____	_____
氏 名 _____	_____
(電話 _____)	_____
意見の要旨	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

長野県松本平広域公園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成25年7月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施設の概要等

(1) 名称
長野県松本平広域公園

(2) 所在地

松本市・塩尻市

(3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供する。

(4) 施設の概要

ア 面積 141.6 ha

イ 長野県松本平広域公園にあるスポーツ施設及びレクリエーション施設
陸上競技場、体育館、総合球技場、やまびこドーム等（長野県松本平広域公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 応募方法等

(1) 応募方法

募集要項に定める応募に必要な書類を平成25年9月10日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出してください(郵送による応募は、平成25年9月10日までに到着したものに限り受け付けます。)

ア 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部都市計画課

電話 026(235)7296

イ 松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所維持管理課

電話 0263(40)1981

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び長野県松本平広域公園管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/tosi/shitei.htm>)からダウンロードすることができます。ほか、(1)のア又はイに掲げる場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月22日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

1 許可番号 平成25年6月12日

長野県松本地方事務所指令25松地建第16-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字道西638-5、638-6、639-2、640-

1、640-2、640-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘吉田1556 百瀬 敏

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月22日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩嶋敏男

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

乗用車(2,000ccクラス以上、AT、5人乗り以上) 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県企業局

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局総務係

電話 026(235)7371

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月1日(木) 午前11時

イ 場所 長野県庁 7階企業局分室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

企業局